高崎だるま市
「開運たかさき食堂2027冬」
出店募集要項

［開催概要］

(1) 開催日時　令和９年１月１日（祝）１０：００ ～ １６：００
２日（土）１０：００ ～ １６：００

(2) 開催場所　高崎駅西口駅前通り（八島町十字路交差点～あら町交差点）
(3) 募集出店数　約２０店舗
(4) 出店料　90,000円（税込）／２日間（オプション備品は別途）

［申込方法］

(1) 申込期限　**令和８年１１月４日（水）１７時まで（厳守）**
(2) 申込方法　ＦＡＸ（０２７－３３０－５３３４）
メール（info@takakan.org）
(3) 提出書類　**①出店申込書**
②取扱食品票
③営業許可書（写）
④食品衛生責任者（写）
４点揃えて提出
※記載内容が分かるよう提出してください
(4) 提出後　提出書類の内容確認および過去の出店状況を審査・評価のうえ、出店決定者にのみ後日出店者説明会（１２月３日（木）予定）の案内通知を発送します。
※選考の経過及び結果についてのお問い合わせにはお答えできません。

1　申込条件（お申込みにあたり、以下の条件を満たしていることをご確認ください）

① 高崎観光協会の会員であること
② 令和８年度分までの高崎観光協会の会費に未納が無いこと
③ 食品衛生法の営業許可を取得し、申込時点で店舗を構えている、または移動式販売（キッチンカー）で営業をしていること
④ ２日間ともに申込店舗が自ら出店販売できること（共同出店、出店権利譲渡の禁止）
⑤ 各店の看板メニュー等、店の特色が出せるメニュー構成とすること

2　審査

■前年度の出店実績及びこれまでの出店状況等を審査・評価したうえで決定します。

■選考の経過及び結果についてのお問い合わせにはお答えできません。

3　出店場所

■出店場所については、現地の設営条件や販売メニューなどを考慮し、当協会で決定させていただきます。

4　ブース設備

【基本設備】

物品名	数量	備考
テント	１張	規格：3,600mm×2,400mm
テーブル	２台	規格：1,800mm×450mm×700mm
店舗看板	１枚	規格：900mm×300mm
ごみ処理		茹で汁や油などの液状の物は対象外

【オプション備品等】

物品名	金額	備考
電気（電源）	7,000 円	1,500W／口
電気（電源）【追加】	5,000 円	1,500W／口
ガスボンベ	7,700 円	10 ㎏／本
ガスコンロ（2 重式１口）	5,000 円	１台分として
テーブル【追加】	3,000 円	１台分として
パイプ椅子	500 円	折り畳み式※2 脚まで
ポリタンク・バケツ	1,000 円	テント内の手洗い用として

※電気を使用する場合には、必ずお申込ください。（発電機の持込みはできません。）
※電源使用の際は１回路（1500w/口）につき 25m以上のコードリールを用意下さい。
※電気の追加に関しては設営上、口数を調整させていただく場合がございます。

5 交通規制および搬出入時間

⑴交通規制時間

実施日	規制時間	規制範囲
両日	9：00 ～ 17：00	「八島町十字路」～「あら町」交差点

⑵ 搬入出時間（予定）

内訳	実施日	搬入・搬出時間	備考
搬入	両日	8：00 ～ 8：30	午前８時より前の搬入不可
荷上	両日	16：00 ～16：30	全ての荷物を歩道上に上げる
搬出	両日	17：00 ～18：00	規制解除前は会場内への車両侵入不可

※搬入時は交通規制前のため、全ての荷物を歩道上に降ろしてください。

※搬出作業時は、（16：30）までに、全ての荷物を一度歩道上に置いていただきます。（車両での搬出作業は交通規制解除後）

※1 日目終了後は、全ての荷物を持ち帰っていただきます。

6 出店者駐車場

■主催者側で用意はありません。

7 留意事項（重要：必ずお読みください）

⑴ 全般事項

①出店申込書及び取扱食品票は、設営業者、保健所及び消防署への重要な書類となりますので、漏れの無いよう記入してください。
（記載の漏れがあった場合には、ご要望に対応できない場合があります）

②出店にあたっては主催者の指示に従ってください。従えない場合には期間中でも主催者の判断により出店を取りやめていただくことがあります。その場合でも出店料は一切返金しません。また、その後のイベント等に出店できない場合があります。

⑵ 衛生・販売関係について

① 保健所への申請は、出店申込書及び取扱食品票をもとに、事務局で行います。
※出店者用の手洗い場を各テント内に必ず設置し、手洗いの徹底をお願いします。

② 酒類の販売について、所轄税務署長へ申請が必要な場合は、出店者で申請してください。（未開封のまま酒類を販売する場合は、税務署への届出が必要となります）

③ 生もの（生食品及び魚介類）の販売はできません。

④ ブース内で可能な調理は、「焼く」、「煮る（温める）」、「揚げる」等の最後の一工程のみです。（食材のカット、串に刺すなどの調理行為は禁止）

⑤ 保健所の指導により出品品目・提供メニュー数を調整する場合もあります。

⑥ １日（祝）時間未定、高崎中央消防署及び保健所による立入検査がありますので、事前に提出した取扱食品票に則った品目の販売、および検便の徹底をお願いします。また、調理者は調理用手袋・帽子・滅菌スプレー等を用意の上、清潔に営業してください。

⑦ 販売にあたっては、関係法令を遵守し、食中毒などの発生防止に努めてください。

⑧ メニューや値段表は、各店舗で用意し、テント前に必ず分かり易いよう表示してください。テントには跡がつかない物で貼り付けてください。（養生テープ等）

⑨ 事前に申請した品目以外の販売は禁止です。

⑩ 販売範囲及び焼き物等はテント内に限ります。過度な呼び込みは控えてください。

⑪ 開運たかさき食堂として、同一商品については、調整する場合もあります。

⑶ 消防関係について

① 火気類を使用する場合は、必ず消火器を用意してください。（ABC 粉末３型以上、または同等品で使用期限内のもの１本。スプレー式消火器不可）
また、防火のため、焼き台の下にはブロックかレンガを必ず敷いてください。

② 発電機の持込み及び使用は禁止です。（主催者で電気工事を行います）

⑷ ごみの処理について

① 開催期間中に発生した茹で汁や油などの液状の物は、各店舗の責任でお持ち帰りください。

② 排水設備は設けませんので、洗剤などを使った食器洗いが無いようお願いします。

⑸ 道路養生について

販売ブース（3.6m×2.7m）分の道路養生を、ブルーシート等で行ってください。

８　提出書類（４点必ず提出してください）

■高崎だるま市「開運たかさき食堂 2027 冬」出店申込書

■高崎だるま市「開運たかさき食堂 2027 冬」取扱食品票

■食品衛生法による営業許可書（写）

■食品衛生責任者（写）※記載内容が鮮明に見えるよう提出をお願いします

９　その他

■出店者の過失により賠償責任が発生した場合は、出店者が負うものとします。
出店者は各自で損害保険（生産物賠償責任保険含む）に加入してください。

■荒天、事故、天変地異、感染症等により主催者が危険または開催に問題があると判断した場合は、設営期間を含め開催を中止する場合があります。
（※中止の場合のみ連絡します）
その際に発生する出店者の経費、補償等出店者が被る損害に関して、主催者は一切の責任を負いません。予めご了承ください。

１０　出店決定までの流れ

申し込み	
１１月４日（水） １７時必着	観光協会にメールまたはＦＡＸで申込書類を提出 ① 出店申込書 ② 取扱食品票 ③ 営業許可書（写） ④ 食品衛生責任者（写）

↓

申込内容の確認・出店者選考
提出書類および過去の出店状況等を審査・評価のうえ、出店者を決定します。

↓

出店決定者へ出店者説明会の案内通知発送
１１月中旬頃に申込書記載の住所に説明会の案内通知を発送します。

↓

出店者説明会※１２月３日（木）予定
出店者説明会の案内通知が届いた場合は必ず参加してください。 出店者説明会に遅刻・欠席した場合は、出店できません。 ※出店者説明会は当日２日間の現場責任者が必ず出席してください。

↓

出店料等費用を納付
出店料等費用を観光協会に納付（説明会の際に期日をお伝えします）

１１　問い合わせ先

一般社団法人高崎観光協会事務局：金沢、川浦
電　話：027-330-5333　ＦＡＸ：027-330-5334
Ｅﾒｰﾙ：info@takakan.org